

議案第三十三号

杉並区保健所使用条例及び杉並区立歯科保健医療センター条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年三月七日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区保健所使用条例及び杉並区立歯科保健医療センター条例の一部を
改正する条例

第一条 杉並区保健所使用条例（昭和五十年杉並区条例第二十二号）の一部を次のように
改正する。

第二条第一項第一号中「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二
号）」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項に規定する厚生労
働大臣が定めるところ（以下「厚生労働大臣が定める算定方法」という。）」に改め、
同条第二項中「診療報酬の算定方法」を「厚生労働大臣が定める算定方法」に改め、
「（大正十一年法律第七十号）」を削る。

第二条 杉並区立歯科保健医療センター条例（平成十三年杉並区条例第二十二号）の一部
を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二

号)別表第二齒科診療報酬点数表」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六條第二項に規定する厚生労働大臣が定めるところ(以下「厚生労働大臣が定める算定方法」という。)」に改め、同條第二項中「(大正十一年法律第七十号)」を削り、同條第三項中「診療報酬の算定方法」を「厚生労働大臣が定める算定方法」に改める。

附 則

この條例は、平成二十年四月一日から施行する。

(提案理由)

厚生労働省告示の廃止及び新設に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区保健所使用条例及び杉並区立歯科保健医療センター条例の一部を
改正する条例

第一条による改正（杉並区保健所使用条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（使用料及び手数料）

（使用料及び手数料）

第二条 保健所において前条に掲げる指導及び治療を受ける者は、次の範囲で区長が定める使用料及び手数料を納めなければならない。

第二条 保健所において前条に掲げる指導及び治療を受ける者は、次の範囲で区長が定める使用料及び手数料を納めなければならない。

一 使用料 健康保険法（大正十一年法律

一 使用料 診療報酬の算定方法（平成十

第七十号）第七十六条第二項に規定する

八年厚生労働省告示第九十二号）

厚生労働大臣が定めるところ（以下「厚

生労働大臣が定める算定方法」とい

う。）により算定した額の八割の額

により算定した額の八割の額

二 略

二 略

2 厚生労働大臣が定める算定方法に定められていないもの及び生活保護法（昭和二十

2 診療報酬の算定方法 に定められていないもの及び生活保護法（昭和二十

五年法律第四百四十四号)、健康保険法
その他の法令によ
り前項の規定によることが不相当と認めら
れるものについては、規則で定める。

第二条による改正(杉並区立歯科保健医療センター条例の一部改正)
新 条 例

(使用料及び手数料)
第五条 センターの使用料は、無料とする。
ただし、歯科治療等を受けた者は、次の使
用料及び手数料を納めなければならない。
一 使用料

健康保険法(大正十一年法律第七十
号)第七十六条第二項に規定する厚生労
働大臣が定めるところ(以下「厚生労働
大臣が定める算定方法」という。)によ
り算定した額

二
略

五年法律第四百四十四号)、健康保険法(大
正十一年法律第七十号)その他の法令によ
り前項の規定によることが不相当と認めら
れるものについては、規則で定める。

旧 条 例

(使用料及び手数料)
第五条 センターの使用料は、無料とする。
ただし、歯科治療等を受けた者は、次の使
用料及び手数料を納めなければならない。
一 使用料

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生
労働省告示第九十二号)別表第二歯科診
療報酬点数表
により算定した額

二
略

2 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、健康保険法

、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他の法令によりその額を定められたものの診療に係る使用料及び手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該法令の定めるところによる。

3 区長は、前二項の規定によるものほか、使用料及び手数料の額を定める必要があると認めるものについては、厚生労働大臣が定める算定方法に準じて得た額又は実費相当額を別に定める。

2 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他の法令によりその額を定められたものの診療に係る使用料及び手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該法令の定めるところによる。

3 区長は、前二項の規定によるものほか、使用料及び手数料の額を定める必要があると認めるものについては、診療報酬の算定方法に準じて得た額又は実費相当額を別に定める。